

事務連絡
令和3年5月25日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて

標記について、下記のとおりといたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願ひいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の該当箇所等は追って改正します。

記

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となつたワクチンについては、廃棄することなく、効率的に接種を行うこと。その対象者については、各自治体において、地域の状況を踏まえ、幅広い対象を検討することとし、また、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討し、判断すること。

接種券を保有していない者に接種する場合は、例えば、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先などの情報を記録しておくといった工夫を行うことなどが考えられます。